

公開・非公開の別

■ 公開 □ 部分公開

□ 非公開

令和6年度第1回浜松市人権施策推進審議会会議録

- 1 開催日時 令和6年7月19日（金）午後2時00分から午後4時00分
- 2 開催場所 市役所 本館8階 全員協議会室
- 3 出席状況
- | | |
|------|--|
| 出席委員 | 赤池 千明（アカイケ チアキ） |
| | 一條 典之（イチジョウ ノリユキ） |
| | 尾上 弘（オノウエ ヒロシ） |
| | 河合 亮子（カワイ リョウコ） |
| | 下石 精子（シモイシ セイコ） |
| | 鈴木 恵子（スズキ ケイコ） |
| | 建部 仁洋（タテベ ヒトヒロ） |
| | 藤澤 智実（フジサワ トモミ） |
| | 光安 アパレシダ光江（ミツヤス アパレシダミツエ） |
| 欠席委員 | 篠崎 良勝（シノザキ ヨシカツ） |
| 事務局 | 小松健康福祉部長、前嶋福祉総務課長、
大川原福祉総務課長補佐
人権啓発センター：中村所長、村田、稲葉 |

4 傍聴者 0人

5 議題、内容及び結果

審議の内容

議題1 令和5年度人権施策事業報告及び令和6年度人権施策事業計画について

議題2 人権に関する意識調査報告について

議題3 第3次浜松市人権施策推進計画の骨子について

審議の結果

議題1 令和5年度人権施策事業報告及び令和6年度人権施策事業計画について、了承された。

議題2 人権に関する意識調査報告について、了承された。

議題3 第3次浜松市人権施策推進計画の骨子について、了承された。

- 6 会議資料の名称 令和5年度人権施策事業報告書、令和6年度人権施策事業計画書
市民アンケート調査結果について
人権に関する意識調査報告書
人権に関する意識調査 意見等
市人権施策推進計画骨子（案）国県市計画体系一覧
市人権施策推進計画骨子（案）第2次・第3次
市人権施策推進計画骨子（案）について

- 7 発言内容記録方法 文字 / 録画 / 録音

8 発言内容

1 議事

- (1) 令和5年度人権施策事業報告及び令和6年度人権施策事業計画について
事務局より説明

事業報告、計画についての質問意見

（下石委員）

人権擁護委員の立場からも、啓発活動の重要性を感じている。地域の企業や高齢者施設への啓発が課題。学校教育でも人権啓発について力を入れているが、同和問題については積極的な啓発を行っていないため、今後の課題と考える。また、市民アンケートの調査結果は市民意識の高まりを感じた。

（事務局）

まず、企業向け研修については、ハローワークと連携して行っている。今後、ハローワークと協議する中で内容を充実させ、参加者数が増えるよう努めていく。次に、同和問題については正しい知識を子どもたちへ伝えていくことが重要と考える。学校教育の関係者とも啓発の方法について検討していきたい。最後に、市民意識については世の中の動きや話題が影響するという認識で、インターネットの普及により、身の回りだけでなく広く情報を入手することが可能となったことなどもあり、人権についても関心が高まったと考える。

（光安委員）

資料1の21ページの外国人市民のための相談事業について、多言語による外国人及び支援者のためのメンタルヘルスの取組は、浜松市の外国人の人口が増えている中で様々な悩みを抱える方にとって大変有意義なものであると感じている。ただし、インドネシアの方も増えているので、インドネシア語に対応できる多言語のサービスを進めていっていただきたい。

（事務局）

ご意見を踏まえて検討する。

- (2) 人権に関する意識調査報告について

事務局より説明

報告についての意見

(鈴木委員)

意識調査報告書は一般市民の方もホームページで閲覧することは可能か。掲載されている回答も大変貴重であり、市民に向け広く公開していただきたい。

(事務局)

前は、紙ベースの配布であった。市のホームページの規定を確認し、ご意見を踏まえて検討したい。

(河合委員)

今回の調査は18歳以上を対象として行われているが、子どものインターネットをめぐるトラブルや人権侵害が増えている中、子どもを対象としたアンケートは今後実施されていくのか。

(事務局)

教育委員会などで行うアンケートについては把握できていないところもあるが、現在アンケートを行う予定はない。必要に応じて実施することや、情報リテラシーについて学ぶ場を提供できるよう教育センターと共同で検討していきたい。

(尾上委員)

意見や提案の回答が大変参考になった。戦争や性的マイノリティ、ハラスメント、そしてインターネットに関連する人権侵害など、市民の人権意識を確認するとともに、自分が少数の立場になったらどうしたら安心して暮らせるのかなども考えさせられた。いろいろな人がいるということは、みんな頭の中では認められたとしてもそれに対して不安を感じる人がいるならばどのように対応していくのがいいのだろうか、また、それらに対して良い方策はあるのだろうかとも思った。

(赤池会長)

人権とは普遍的なものでありながら、環境、条件によって複雑に変化しているため、多くの問題が含まれている。

(事務局)

難しい問題であり、ひとつの自治体だけで解決できる問題ではないと思っている。まずは、国、県、市が連携し、地域において人権意識が定着することを目指していきたい。

(3) 第3次浜松市人権施策推進計画の骨子について

事務局より説明

説明についての質問意見

(下石委員)

基本姿勢のサブタイトルについて、「共に」を「互いに」としたほうが適切ではないか。意識調査にも「お互いの個性を尊重し、違いを認め合う」という文言が出

ており、言葉の持つ意味合いとしても「互いに」がいいと思う。

(他の委員からも賛同の声あり)

(事務局)

委員の提案どおり、「互いに認め、尊重し合う」へ変更する。

(藤澤委員)

人権問題は、本来思いやりなどの気持ちの問題だけではない。道徳や理念だけではなく、表現については慎重に検討していただきたい。また、幼児教育も必要であるが、大人に対しても本来、人権とはどういうものなのかなどの教育も必要と考える。

(鈴木委員)

分野別施策の取り組みについて名称変更の説明があったが、(5) 同和差別(部落問題)については「同和問題」という名称が周知されている中で、あえて国の表記に合わせて変更する必要があるのか。また、(8) 性的指向・性自認に関する人権については、法施行にあわせて表記を変えたと説明を受けたが、県は性的指向・性自認をめぐる人権問題としており、取り巻く環境や、その他の性的少数者のことも含んでいる。全く同じ表記にするのならば広く問題を捉えられるので問題ないと思うが、このままだと範囲が狭まってしまうことが危惧される。

(藤澤委員)

(8) 性的指向・性自認に関する人権については、第2次計画(性的マイノリティ)より範囲が狭まったと感じる。性的マイノリティの中の性的指向・性自認は非常に重要であるが、現在の表記ではこの二つに限られてしまっているため、性表現といったその他の性的マイノリティについては排除された印象を与え、誤った認識につながる懸念される。先程法律に合わせた説明を受けたが、理解増進法は自治体に用語変更を求める趣旨ではないため、明確な意図が無ければ合わせる必要性はないと考える。

(事務局)

(5) 同和差別(部落差別)の名称変更については、国が表記を変えてから、他の自治体でも順次表記を変更していることと、県の人権・地域改善推進会も通知での記載は変更されていたことから、浜松市も計画の策定にあわせて変更するものである。また、(8) 性的指向・性自認に関する人権については、鈴木委員、藤澤委員のご意見を受け、前計画の(8) 性的マイノリティの人権という項目を継承し、次回改めて協議したい。

(光安委員)

実施した意識調査のアンケートをみると外国人の回答率は1.2%となり、日本人に比べて少ない印象を受けるが、英語で回答してくださった方もいる。今後の計画では多言語、やさしい日本語等での計画を策定し、日本人だけでなく外国人の人権意識も掘みながら、計画を周知していただくよう検討していただきたい。

(事務局)

ご意見を踏まえて検討する。

2 閉 会